

生産性向上・職場環境整備等支援事業費補助金交付要綱

（通則）

第1条 令和7年4月1日付け医政発 0401 第5号厚生労働省医政局長通知「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について」に係る別紙「医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱」の規定に基づき実施する生産性向上・職場環境整備等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、医療施設等の業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげることを目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている次の各号に掲げる施設とする。

- （1） 病院
- （2） 有床診療所（医科・歯科）
- （3） 無床診療所（医科・歯科）
- （4） 訪問看護ステーション

（補助対象事業等）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間において実施の次の各号に掲げる事業とする。

- （1） ICT機器等の導入による業務効率化
タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入
- （2） タスクシフト／シェアによる業務効率化
医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア
- （3） 給付金を活用した更なる賃上げ
処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

（補助対象経費及び補助額）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の

交付上限額（以下「補助額」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

（補助金等交付申請書等及び提出期限）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、生産性向上・職場環境整備等支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を令和7年6月2日から同年12月31日までの間に知事に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第7条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときはすみやかに交付の決定を行い、生産性向上・職場環境整備等支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）を補助対象者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

（補助金の交付の条件）

第8条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

（1）補助事業の内容の変更をしようとするときは、生産性向上・職場環境整備等支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）（以下「変更承認申請書」という。）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。

（2）補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。

（3）補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。

（実績報告書の様式、提出期限）

第9条 補助対象者は、当該事業が完了した日から起算して1箇月を経過した日（交付決定日以前に当該事業が完了している場合は、交付決定日から起算して1箇月を経過した日）又は令和8年4月10日のいずれか早い期日までに、生産性向上・職場環境整備等支援事業費補助金実績報告書（様式第4号）（以下「実績報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助

金の額を確定し、生産性向上・職場環境整備等支援事業費補助金額の確定通知書（様式第5号）により補助対象者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、地方公共団体議会の議決を必要とする場合その他やむを得ない事情により、この期限により難しい場合には、補助対象者の申請に基づき、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で知事が別に定める日以内とすることができる。
- 4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の交付方法）

- 第11条 知事は、必要があると認める場合には、補助対象者に対し、概算払により交付することができる。
- 2 補助対象者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、生産性向上・職場環境整備等支援事業費補助金概算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

- 第12条 補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上（地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械、器具及びその他の財産（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（以下「耐用年数」という。）を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- 2 補助対象者は、前項の承認を受けようとする場合は、生産性向上・職場環境整備等支援事業費補助金財産処分承認申請書（様式第7号）（以下「財産処分承認申請書」という。）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

（書類の保管）

- 第13条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。
- 2 取得財産等がある場合は、その取得財産等の耐用年数を経過するまでは、前項の帳

簿等を整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助対象者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定報告書(様式第8号)によりすみやかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

第15条 知事は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

(1) 補助対象者がこの要綱の規定に違反したことにより知事の指示を受け、この指示に従わない場合。

(2) 補助対象者から報告のあった実績報告書が明らかに事業の目的に合致していない場合。

(3) 申請内容を偽り、その他不正の手段により補助金の支給を受けたと認める場合。

(補助金の返還)

第16条 知事は、前条の規定により交付決定の全部又は一部の取消しを行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年6月2日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

補助対象経費	補助対象者	補助額	補助率
補助対象事業実施に係る経費	病院 有床診療所（許可病床数が5床以上のもの）	許可病床数×4万円	10／10
	有床診療所（許可病床数が4床以下のもの） 無床診療所 訪問看護ステーション	18万円／施設	